

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二七―一

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字神戸字上ノ台二百六番一他十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五百七十七・五五立方メートル